

第40回原子力委員会臨時会議議事録

1. 日 時 2010年7月29日(木) 13:30～15:30

2. 場 所 中央合同庁舎4号館 1階 120会議室

3. 出席者 原子力委員会

近藤委員長、鈴木委員長代理、秋庭委員、大庭委員、尾本委員

読売新聞

井川論説委員

原子力資料情報室

伴共同代表

京都大学原子炉実験所

山名教授

内閣府

中村参事官、金子参事官補佐

4. 議 題

(1) 第1回原子力政策大綱の見直しの必要性に関する有識者ヒアリング(読売新聞論説委員 井川陽次郎氏、原子力資料情報室共同代表 伴英幸氏、京都大学原子炉実験所教授 山名元氏)

(2) その他

5. 配付資料

(1-1) 原子力政策大綱の見直しについて(井川陽次郎氏資料)

(1-2) 原子力政策大綱の見直しについて(伴英幸氏資料)

(1-3) 原子力政策大綱審議に関わる意見(山名元氏資料)

6. 審議事項

(近藤委員長) それでは、定刻になりましたので、第40回の原子力委員会臨時会議を開催いたします。

本日の議題は、原子力政策大綱の見直しの必要性に関する有識者ヒアリングです。その第1回ということでお三人の方をお招きしておりますので、早速この議題に入りたいと思います。

(1) 第1回原子力政策大綱の見直しの必要性に関する有識者ヒアリング（読売新聞論説委員 井川陽次郎氏、原子力資料情報室共同代表 伴英幸氏、京都大学原子炉実験所教授 山名元氏）

(近藤委員長) 本日お集まりいただきましたのは、読売新聞の井川論説委員、原子力資料情報室の伴共同代表、京都大学原子炉実験所の山名教授でございます。

お三人には、大変お忙しいところ、またお暑い中、本日この会議にご出席を賜りまして大変ありがとうございます。

原子力委員会は、既に公表しておりますように、現行の原子力政策大綱を決定してから5年を経過しようとするところ、この見直しの要否について各方面のご意見を伺って判断したいと考えてございまして、そのために今日はお三人においでいただいた次第です。

今日の会合は、ご参加の有識者からご意見を伺うのが趣旨でございますので、なるべく長くお話しただいて良いんですけども、まずは、おひとり15分ないし20分お話をただいて、その後、委員との間で意見交換を行ってただいて、ご趣旨の理解を深めることにしたいと思いますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

それでは、早速でございますが、最初に井川論説委員からお話をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(井川論説委員) 資料をお送りして、お配りしました。その資料に沿ってお話しさせていただきたいと思います。

こちらにお配りしていただいた資料のとおりなんですけど、まず1つ目、概要としては、前回の綱以来、原子力をめぐる情勢というのは基本的にはあまり変わっていないのではないかと。そのときに議論された難題というか課題というものは、現状も難題のままなものが多く、なおかつ、色々な問題をうちの新聞も指摘してきたところではありますけど、それも従来のものの中に起因するのではないかと。全く新たに出てきたものというのはいくらも見当たらないのではないかと。1つ。

それからもう一つは、現行の原子力政策というものについて、内閣府、これは政府がやっ

た世論調査なのでいろんなご意見もあるかもしれないし、官房長官が世論調査のせいで選挙に負けたとか言ってすごく怒っているの、世論調査についてどうこう言うのも何ですけども、世論調査の結果を見るところによると、現行の政策に対する国民の支持も一定程度はあって、従来より落ちたということなく、むしろ若干上がっているという側面があるということ。それから、そういったことを踏まえると、大綱を抜本的に見直すという行政的な資源を費やすというのはいかがなものか。

ただし、先ほど申し上げたように難題は難題のままに残り、それから、従来の問題に起因するところの、少々ややこしくなったものも一部にはなきにしもあらずということもこれありで、そういったものを最新のものに変えるということは当面の策としてはあり得るのではないか。それについて何を変えるかということについては、現在の政策大綱の最後の章に評価をしっかりとやれと書いてありまして、その評価というものをここ2年ぐらいおやりになられたという理解をしていますので、そういったものにに基づきよく議論されて、マイナー・バージョンアップをされる、手直しという言葉が資料の中では使わせていただきましたが、そうした方がよいのではないかと申し上げたいということです。

それで、全体が蛇足みたいなことで申しわけないんですが、1番目と2番目について、現行と情勢は本質的に変わっていないのではないかとということですが、まず地震対策については、国民の方は一般にも非常にご心配になっていることではあるわけですが、裁判で負けたりして、前回の政策大綱の時も裁判で負けるとか、色々なことがあって、この問題については十分認識されていたところではありますけれども、ご承知のとおりで、新潟県中越沖地震で東京電力の柏崎刈羽が被災したという事例を踏まえて、ますます国民の中には不安を抱いておられる方がかなりいるということがあります。

ただし、これは原子力政策大綱自体に問題があるというより、これは認識されていた問題であり、なおかつ、こちらに書いてありますけれども、リスク・マネジメント、つまり原子力発電所の外部への影響をもたらさないという意味での工学的なマネジメントという面では、これはうまくいった事例だと私は理解しています。

ただし、リスク・コミュニケーション、つまり、これの工学的な安全性であるとか、説明であるとか、適時適宜な情報提供という面では色々な問題を残したなということで、リスク・コミュニケーションとしては大きな問題があり、政策大綱的にも広報とか広聴という観点では、もちろん見直すべきものはあるでしょうけれども、ただし、それについて政策大綱に書いていないかということ、相当スペースをとって書いてあるので、これも改良した方が良

いのではないか。手直しで済むのではないかということがあるかと思います。

高レベル放射性廃棄物問題ですが、これも高知県東洋町が2007年1月に文献調査に応募するということがありました。その後、現行の公募の仕方について、行政がもう少し前面に出て申し入れ等をやる等の案も出て、その後、ただし現在の政権の中でそういった事例にまでは至っていないということ。それから、現在の政治的な状況の中でそういった段階に至っていないということはありません。ただしこれについても、東洋町であったように一定程度関心と呼ぶというところまでは来ていて、問題はその進め方という観点なので、これも政策大綱自体に矛盾する動きではないと理解しています。

それからもんじゅは、前は動いていなかったわけで、随分議論になったところの一つだと思いますが、これについては先々に動き始めて、これがきちんとした稼働になるかというのは、これまた今後十分注視していかなければいけないところだし、なおかつ、もんじゅを後どうするんだというような議論もあるところではありますが、これについても、もんじゅの動き、今後の稼働実績というものをよく注視しないと、軽々に議論しても些か実態にそぐわないものになってしまうかもしれないということで、これは直ちに政策大綱の中で大いに揉んでみるというものではないのかもしれないし、むしろ、政策大綱に入る段階以前の専門家の方の中の議論というものを、データを踏まえてしっかりやっていただいた上で、今回の次の見直しのようなときに、もしあるとすればその中で議論されるべきものなのかなという感じはしなくはないという気がします。

プルスーマルは、これも前は暗礁に乗り上げていたということはありませんけれども、これも無事、一定程度前向きに進んでいると理解しています。ただ、恐らく色々なところでご指摘されていることではありますけれども、MOX使用済燃料の処理等について、第二再処理とか色々なものをどうするんだという議論は、前回は一つの課題ではありましたが、今後詰めなければいけない重要な問題で、これを今回の大綱の中で議論するという考え方もあり得ると思うんですが、現状、使用済MOXが直ちに大量に出てくるという事態もまだないし、なおかつ、その次の六ヶ所の再処理工場にも関係するところですが、現在の再処理工場自体がガラス固化という技術的な難関にぶつかってしまっていて、進んでいないということ踏まえると、現行の再処理工場自体、炉の進み具合あるいは進捗状況というのは十分考慮した上で、第二再処理とかMOX使用済燃料というのを考えないと、足腰のしっかりした次の工場の計画にならないし、全体の計画も整合性がとれなくなるおそれもあるので、ここは、これまたもんじゅと同じですけれども、現行の再処理工場の稼働状等を踏まえて、これまた

専門家も交えてしっかりした議論をした上で、次の時を見据えてやられる方が良いのではないか。今やるのはちょっと拙速なのではないか。

もう一つは、新型炉の開発というのを入れていますけれども、これも中小炉とか色々なものの研究開発については、微かですが入っていたようなイメージがあるんですが、ただし、後の方に書いてある高温ガス炉については、日本原子力研究開発機構の財政的な状況等を踏まえると、この進捗について今後どうするんだという議論等もあるということが1点。

その一方で、ビル・ゲイツさんがベンチャー企業をつくって原子炉をつくる、新型原子炉を開発するみたいなことを打ち上げておられる。アメリカでは宇宙ロケットだって、ベンチャー企業が有人ロケットをつくってみたり、Google社という、最近何かと議論のある会社は賞金を設けて、月でロボット活動をするとう賞金をくれるみたいなことをやるとか、民間企業、民間の活力を活用した原子力の研究開発というものに非常に活気があるというか活性がある。

その一方で、では日本はどうなんだという、お上頼り。それから、電力さんの関係者に怒られてしまいそうですけれども、やはり大きな組織なので小回りが効かないということで、原子力の活力が失われているという観点があり、むしろここは非常に重要な問題で、手直しするとしてもここは特出ししてぜひやっていただいた方が、色々な意味でも良いのではないかと思う次第です。

もう一つ、3. について。3. については何かというと、世論調査で一定の支持が得られているのではないかということですが、これは印刷が、資料のつくり方が悪かったのか、パソコン上ではPDFできちんと見えたんですけれども、読みにくくて申しわけないですが、一番重要な点は、原子力政策大綱の見直しについて、めくっていただいた2ページ目の2番目の四角だというふうに理解しています。

この中、読みにくくて本当に申しわけないのですが、4つの・がありまして、高レベル放射性廃棄物が発生するということについての理解が5割を超えているということ。それから、二酸化炭素、地球温暖化対策に資するということが5割を超えていて、前回より大幅に増えているということ。それから、原子力の役割について、前回程度ですけれども、一定の理解は得られているということ。それから、もう一つ最後に、核燃料サイクルに関連することですけれども、ウラン資源の有効活用につながるという面でも、前回調査に比べて6ポイントばかり増えているということ。

以上を踏まえると、これは昨年末の調査ですけれども、これを踏まえても、国民世論から

現行の原子力政策大綱がそれほどずれているというものではないというふうに解釈できると思います。

ほかにも、その次には、原子力に対するご理解も55%から59%まで推進という声があったということですが、この4ポイントはそれほど大きな変動とは思わないんですが、もう一つ、次のページの中で、不安であるという声は従前どおり5割を超えて、5割から6割の間ということで、やはり原子力を進めるに当たっては、現行の政策大綱にも書いてあるとおり、十分留意して国民の理解を得つつ、安全を最大に重視しながら進めなければいけないということは当然あるんだと思います。

問題は、もう一つ、当面それで良いのではないかと言いつつ、現在、政権が代わって民主党さんの政権になっていまして、恐らく僕が勝手な解釈をしているのですが、原子力委員会の守備範囲を超えたところで、原子力について政策の見直しが必要であるという主張というか、民主党としては政策を提唱しておられるということなんです。

1つは、ご承知のとおりで、安全行政について、現行の原子力安全・保安院とプラス安全委員会というものではなくて、さらに独立性の高い新たな規制組織、規制委員会みたいなものをつくるということになっています。これについては非常に大きな問題ではありますが、これが原子力政策大綱の範疇かというのは恐らく議論があるということ。

それからもう1点は、インドとの原子力協定という問題です。これは原子力委員会においては、僕の理解では、かなりもじもじとした言い方をされている。こんなことを言ったら怒られてしまうかもしれないけれども、これは従前のNPT体制の中に入っている国との協力というものの枠を超えたものになっておりまして、これは恐らく従前の解釈ではなかなか、原子力委員会としても一定の意見を言うというのは、はっきりした明確な見解を出すというのは難しいところだと僕は勝手に思っていますが、そういったことを踏まえると、こういった問題については、むしろ政治主導ということも言われておられる政権ですから、ぜひともこれは国会等で議論されることではないのか。むしろ原子力政策大綱の中では、もし見直しなり手直しの議論をするのであれば、その議論に資する材料というか、専門的な観点からの議論があるというのが通常のことなのではないだろうかということを思います。

最後に、蛇足と書いてある部分、ここは時間も過ぎているので省略させていただきます。
(近藤委員長) どうもありがとうございました。

それでは、続きまして伴さん、お願いいたします。
(伴共同代表) どうも初めまして。伴と言います。

最初に、トップ3人の1人に選ばれたことを非常に光榮に思って、このような機会を与えてくださったことに感謝をしております。

まず、私の意見としては、結論として、原子力政策大綱の見直しが必要だと考えています。それは、この5年の間に軽視できない様々な変化が生じているからでして、それについては後で細かく触れます。

そして、見直しをするとすれば、それは先の2005年に閣議決定された大綱を出発点として見直しをすべきであるというふうに考えています。

さて、具体的な軽視できない様々な変化ですが、これはある種、見直しの論点になるかもしれませんが、単純に論点を言うだけでは、もう二度と意見を言う機会は無いかもかもしれませんので、主張も含めて書いてみました。

1つ目は、中越沖地震と柏崎刈羽原発をめぐる問題で、これが地域と国との関係というような視点で見ることができると思いますが、そういう問題についてです。

まず、柏崎刈羽原発が中越沖地震によって深刻なダメージを受けて、県ではその前の東電トラブル隠し事件を契機として、県の中に設置されている新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会、この下に2つの小委員会をつくって議論を深めてきているわけです。これに対して、国の中には、国が安全というふうに評価をしたのに、なおも議論をすることに色々と異論なり批判もあるようです。県はやはり県民の安心・安全の立場から進めているのですが、現在、なお安心・安全が得られているとは言えない状況にあります。

大綱策定の後で、あの当時の佐藤栄佐久福島県知事が、『知事抹殺』という本を著しているんです。自治体との関係について、経済産業省が、当時の福島県の事例から、国がゴーサインを出しているのに地元が反対をしていることに対して、交付金の中にあるみなし発電をしない場合もあり得るといって対抗策を出しているんですけども、こういったものは住民の国への不信を一層強める結果になっていると思います。

そこで、改めて許認可過程で自治体の意見が正式に反映するような、いわば権限を与えるようなシステムを構築するように見直してはどうかというふうに考えています。

エネルギーと原子力についてですが、下に図を書いておきましたが、現在、最大電力需要というのはほぼ横ばい状態が続いていて、低下の兆しも見られるような状況です。それにも関わらず、二酸化炭素排出削減の名のもとに、原子力発電所の新增設というのが積極的に進められていて、確か先の大綱のときに前提とされた量を上回るような計画になっていると思います。

そういうふうに積極的に進めていく中で、例えば現在、中国電力が進めている上関原発計画のように、地元住民の強い反対があるにも関わらず、それを押し切って建設が強行されているような状況が続いていて、お互い裁判に訴えることにもなっていますし、また、環境影響評価のやり直しを求めて、学会も何度も意見提出をしているという状況にあるんですが、それが実現していない。

こうした状況というのは、原子力基本法が求めている原子力利用の進め方に反しているというふうに私は考えますが、大綱が求める地域住民の理解や共生の趣旨にも反していますので、原子力開発のあり方について改めて見直すべきというふうに考えております。

六ヶ所再処理工場に関してなんですけれども、今現在、ガラス固化体の不具合ということで、これは国産技術のところで頓挫して、なかなか先へ進めないという状態です。現在、六ヶ所再処理工場に貯蔵されている使用済燃料は2,766トンに達していて、容量が3,000トンですので、ほぼ満杯状態になっていると言えます。六ヶ所再処理工場の再処理能力は現在はゼロで、当面難しいでしょう。そうなってくると、全国的な、各発電所を含めて使用済燃料の貯蔵能力の確保というのが非常に急務で現実的な問題になってきていると思います。

中間貯蔵という言葉で言っても良いかもしれませんが、それについては1990年ぐらいから方針が出ていて、なかなか取り組めない。あるいはあまり積極的に取り組まないで来ているのは国の方で、原子力政策として再処理を基本方針とする、大綱でもそう定められていますけれども、そこにやはり問題があるというふうに考えるわけです。ですから、再処理を基本方針とするというところを、これは事実上破綻しているわけですから、外すように見直すべきであるというふうに考えています。

加えて、大綱の中では、不確実性への対応という形で少し言及された直接処分に関する研究、これはその後を見てもあまりされていないように思いますが、それを一層進めるように見直していくべきではないかというふうに考えています。

高速増殖炉関係は、先ほどもありましたように、もんじゅが少し動き出しましたが、今後どうなっていくのか。来年秋ごろからは40%出力に上げて、その先は未知の領域に入っていくわけで、どうなっていくのかというのが分からないのですが、しかし、早くも実証炉については2025年というふうな形で、資源エネルギー庁の原子力部会では定められたわけです。これは、その委員会を傍聴していると、前自民党政権の意向でそうなったんだというふうに言われていますけれども、それが可能となる根拠というのは全然示されていません。

原子力委員会にも中間報告がありましたように、今年の9月ごろにはある種の見解を出すということなんですけれども、実証炉あるいはその先の実用稼働について、前の大綱では、高速増殖炉が実現すればこんな良いことがあるという仮定法で記述されているんですが、果たして実現ができるかどうか、そういう議論を少しずつ進めていくべきだと思っています。改めて高速増殖炉開発の総合的な評価、それは多分、この時点における評価、10年後なら10年後というふうに変ってくるかもしれませんが、そういうところに着手していくべきではないかというふうに考えています。

高レベル放射性廃棄物の処理・処分問題ですが、これは公募が始まってから約10年が経過しているんですが、いまだに概要調査地区の候補地としての応募がない状況が続いているわけです。資源エネルギー庁で色々と討論会とかを企画しているようですが、このまま行っても、恐らく応募というのは無い状態が続くだろうというふうに思います。

そこで、その原因にもつながっていく話ですが、現行の処分法とかスケジュール、こういったものを一たん白紙に戻して、多くの選択肢を含めて議論を進めていくべきというふうに考えています。その選択肢の中には、超長期貯蔵とか回収可能性、これは安全委員会で少し議論になっているようなんですけれども、そういったことも含めて議論の俎上に乗せ、また、処分すべき総量ということも大きな問題になってくると思います。この前のときでは、1つの貯蔵施設4万本というふうな仮定で、色々とコスト計算しましたけれども、現在はそれを超えて発生することが確実ですから、そういった総量問題を含めて議論していかないといけないのではないかというふうに考えています。

平和利用の担保についてなんですけど、これは原子力委員会の最も重要な任務の一つと考えますが、日露の原子力協定、これはまだ国会には上がっていないんですが、協定案文というのができた状態になっています。それを見ていましてなかなかおぼつかない。果たして本当に、日本から輸出された核技術や物資や資機材というものが核兵器開発に利用されないかどうか、ここは非常に曖昧な状態にあると思います。

加えて、今の日印原子力協力協定の交渉について言うと、早くも周りから、ビジネス優先のような形で、日本の核不拡散という根本的な土台が崩れようとしていると。このことについては、きちんと政策大綱の中で議論していくべきだというふうに考えています。

透明性と国民合意ですが、先ほどの上関の話も出しましたけれども、国民合意というのは極めて必要であるということですが、これまで、安全に関する問題は積極的に公開するという基本姿勢で、これは多分、もんじゅの事故を契機として情報公開が進み、そういう中で出

てきたことなんです、現在、なかなかそういうふうになっていない状態です。

例えば、この7月15日に日本原燃がガラス固化処理施設に関する報告書を出しているんですが、東海再処理工場のKMOCというものについては色々データが出ているんですが、肝心の六ヶ所再処理工場のガラス固化処理施設というのは公開制限事項という形で、数値が白抜きになっているんですね。これでは良くないばかりか、現在は情報公開制度ができて、その制度に基づいて公開請求ができるんですが、電力自由化以降は商業機密というのが非常に多くて、部分的には安全情報に関することも商業機密ということで非公開になるケースが増えています。ですから、改めて情報公開、透明性の確保、そういったようなことを盛り込むような見直しをしていくべきではないかというふうに考えています。

国民合意という点で言うと、3県知事の提言（1996年）で、改めて国の責任で国民合意を得るべきだというふうに提言していますけれども、現時点で、先ほど世論調査の話がありました、僕は国民合意がまだ得られていないというふうに受けとめています。

さらに加えて、例えば、これはやはり東電トラブル隠し以降ですが、柏崎市、刈羽村も入っていたかと思いますが、県と関係自治体のところで「柏崎刈羽原発の透明性を確保する地域の会」というのが作られまして、これは賛成意見の人3分の1、中立意見の人3分の1、批判的な意見の人3分の1というような感じで住民が選ばれまして、そこで、事業者は東京電力ですが、住民と事業者と自治体担当者が共通のテーブルに着いて議論する場というのでできているんです。各原発サイトにもこういった場をつくって、情報公開や透明性というのを一層進めていってはどうかというふうに考えています。

安全規制機関の独立ですが、これは5年前からも、保安院が設立されるときから保安院の独立みたいな話は出てきて、何人もその発言をされています。つい最近では、東海村村長がそういったことを発言しているのが報道されております。そういったことを見るにつけて、やはりこの部分についても、原子力政策のあり方として大綱の中で議論していくべきではないかというふうに考えています。

その際、例えば、安全委員会の独立あるいは規制機関の独立ということについて言えば、危険防護といったようなことを原子力基本法の中に明記するような形で進めていくのが望ましいのではないかというふうに考えています。

以上が意見ですが、最後に二言あります。

1つは、もし大綱が見直しされるとすれば、その会議の人選について、ここには書いてないんですが、ステークホルダーのバランスとか、多様な意見が出てくるように、ぜひ

とも人選を考えて欲しいということが1つ。

2つ目は、資料には参考となっていますが、つい最近、原子力資料情報室と原水爆禁止日本国民会議の両方で『破綻したプルトニウム利用』ということで本を出版し、その中に提言ということでまとめておりますので、参考に挙げました。

以上です。ありがとうございました。

(近藤委員長) どうもありがとうございました。

それでは、続いて山名教授、お願いします。

(山名教授) 資料を配付しておりますが、第1－3号です。色々と書き始めましたら長くなつてしまいました。

まず、現政策大綱がそもそもどういう歴史的な位置づけにあったかというのをよく認識した上で大綱を審議すると考えています。

緒言のところに書いてありますが、平成17年当時は原子力を取り巻く環境がやや混乱していた時代でありました。そのときに、原子力政策の根幹部分から徹底した議論を行って、改めて国の基本方針を定めたという意味で、一種の仕切り直しを行ったものであると私は理解しております。

その中には、そこに①から⑤と書いてありますが、例えば、共通理念を明白にしたことや、基盤的活動の考え方を定めたことや、原子力利用の推進の方向性を定めたこと、あるいは研究開発の全体的なあり方を定義し直したこと、今後のPDCAが大事だということを指摘した等、従来、やや硬直していた原子力政策を仕切り直したという点で大きな意義を持っていると、私はこう評価しております。

エネルギー政策面でも、そこに書いてあるように、様々なものをクリアにしていったという効果がありまして、そういう重要性があったということ。

現在の政策大綱はこのようにして我が国の原子力の基本的な枠組みを規定し直したものであって、5年経過したとはいえ、その骨格部分が大きく変わることは無いと考えております。

ただ、一方で、5年間の原子力に関わる環境条件の変化や状況の進展がかなり大きかったということは確かにありますので、現状の認識や今後の方向性については、最新状況に合わせた改定、リバイスとかアップデートとか書いてありますが、その種のタイムリビジョンのようなものは必要であると考えております。

次のページにいきまして、2.以下、(1)から(7)まで具体的な論点を書いております。

まず、論点の再整理（最新化）と書いてありますが、この5年間に原子力に関わる環境状況が変化してきている。例えば、世界的な低酸素社会に向けた行動の具体化、世界的な原子力の増強の動き、我が国のエネルギー基本計画の改定、国際的な核不拡散対応の変化と進展、それから金融危機など経済状況の変化や産業・社会情勢等の変化、原子力の海外展開状況の変化などであるということです。

この間、各省庁が具体的な政策をとってきたのでありまして、さらに原子力事業や開発において、着実な進展もあれば、思わぬハプニングもあったということが言えると思います。この間の事態の進展は決して小さなものではなかったと考えております。

このような背景において、まずは、5年前に「論点の整理」というのを策定会議のときにやった、これに膨大な時間がかかった。あの論点の整理をアップデートして現状の最新の認識を共有すべきであると考えております。

ちなみに、現政策大綱の論点整理は10項目ぐらいありましたが、安全の確保とか、核燃料サイクルとか、放射性廃棄物とか、いろいろございました。さらに、今日現在において新たな課題が発生していれば、そのテーマを加えた上で、「論点に対する認識の更新」の作業が恐らく必要ではないかと考えております。

ただし、このうちの幾つかについては、原子力委員会による政策評価が行われておりまして、また各行政庁における評価や分析も行われています。こういった評価の結果を含めて論点のアップデートを行うことが必要であると考えておりまして、現政策大綱において、原子力政策についてのPDCA評価が重要だと最後にうたっているということもありますので、そのプラン・ドゥ・チェック、5年後の現状再確認という意味でやはり大事だと思っ

ているわけです。

(2)で基本理念や基盤的活動について、これは現在の政策大綱の第1章、第2章の部分になります。ここでは、原子力が最も基本とすべき理念や原則、それから基盤的活動を明記したものでありますが、こういった根幹部分が情勢の変化によって大きく変わるものではないというふうに認識しておりますので、この部分を大きく改定することは必要でないと考えております。

ただし、最新状況に合わせてある程度表現を変える必要はあるだろうと。そこに書いた理念や基盤活動については、その当時の現状認識に基づいて書いております。ですが、5年たって幾つかの状況が変わったことも含めて考えると、何か新しい共通理念を加える必要がないか、常にそういうことを我々は繰り返す必要があると思います。例えば、対社会、対市民

に対する原子力のあり方などのような原子力の本質面に關わるさらなる共通理念を明記する必要があるかは考える必要があるのではないかと考えております。

第2章においては廃棄物のことが書かれているんですが、それについては最新状況を書く必要があると考えております。

それから、(3)の原子力利用の着実な推進の部分ですが、前回の審議のときに、エネルギー安全保障というのを非常に強く意識しながらこれを定めたような記憶がございます。ただ、その後、非常に大きく世界的な動きが変わってきまして、例えば、再生可能エネルギーの大幅拡大が計画されていること、そもそもエネルギー需給の見通しが変わってきたこと、電気自動車などの需要面が大きく変わってきていること、こういった原子力を取り巻いているエネルギー全体の枠組みが変わりつつあるということがございます。

現政策大綱では、30%から40%あるいはそれ以上という表現で、原子力の重要性を明記したということがございますが、今や2030年ごろに全発電電力量の半分近くを担うということも、現在の政府は描いているということでもあります。

こういった状況を受けて、原子力発電の位置づけについて、何らかの形で改定することが必要ではないかということでもあります。

ただ、再生可能エネルギーの導入強化と原子力利用の拡大という資源エネルギー庁の政策的な方針ですが、電力事業における多様な電源のバランスをとった全体的なあり方については、まだ十分に議論されていないように考えております。数値目標は先ほどのとおりです。

大事なことは、これから我が国のエネルギー供給を最も適したエネルギーバランスに持っていくことであって、その中で再生可能エネルギーや原子力がどういうふうにタグを組んで最適な状態に持っていくかということでもありますから、その枠における原子力発電の規模やその性格的なもの、あるいは送配電システムの改善等も含めて、考え方の再整理が必要であると思っております。つまり、低炭素社会構築の流れの中で、原子力発電が本来果たすべき役割や規模、持つべき特性、そのために必要な条件、そのための国や電力事業者の役割等、再定義する必要があるのではないかと考えております。

ただし、この件は本来、エネルギー全体の話ですから、エネルギー基本計画の中で議論されておくべきものであって、本来は原子力政策の中で議論すべきものではないと思います。ただし、そのエネルギー基本計画全体のビジョンの表現がいまいち遅いということも考えると、原子力サイドの中からそういったものをある程度絞りながら、原子力政策として書くことは少なくともあるのではないかとというような気がしております。簡単に言えば、時代が変

わった中での原子力の位置づけ、これを何らかの明確化するようなアップデートングが必要であるということでもあります。

(4) 核燃料サイクル政策であります。前回の大綱の審議で、いろんな多面的な評価によって、燃料リサイクル路線を選択したということでもあります。この5年の間に、着実な進展があれば、順風満帆ではないというような状況も存在しております。この5年の間に、再処理路線の妥当性の判断に大きく影響するような環境条件の変化があったかどうかということは、先ほどのPDCAという感覚で常に見直す必要がありまして、一度検証しておくということが国民に対する核燃料政策の透明性という視点からは必要ではないかというふうに思っております。

海外では、ユッカマウンテン計画の後退や、米国のブルーリボン委員会での審議の開始、中国による大型再処理計画の進展、ドイツでのゴアレーベンの処分場の取り扱い、インドでの高速増殖炉の建設等、色々な状況変化が起こっておりまして、そういうものも参考にした上で、我が国の政策の中間評価的な検証というのはあって良いだろうと思っております。

この再処理路線は、閉サイクル利用による資源性物質の有効利用と地層処分の合理化の2つの観点で選択されているものですが、世界的な原子力規模の拡大やウラン需要の増加等、それから直接処分事業の世界的な情勢の変遷等の環境条件の変化も参考にすべきだと思えます。

なお、個人的には前回の最優先課題であった両路線、これは再処理路線と直接処分路線ですが、経済性比較については、前回評価を大きく改定しなければならないような大きな状況変化は起きていないと思っております。

また、六ヶ所工場の安全性能や核不拡散性等についても、アクティブ試験等において、かなり良い成績が得られているというような結果も出ておりまして、根本的に燃料サイクル路線を見直すような状況ではないと思っております。

六ヶ所工場の竣工の遅れは再処理事業としては非常に大きな問題であります。これは事業者の施設設計上あるいは技術的な問題であって、プルトニウムを廃棄物としないで利用するという国の再処理路線の意義自体を否定するものではないと考えております。

ということで、個人的には前回の結論を大きく変えるという認識はないということですが、ただし、先程言いましたように、現路線の妥当性を再確認するというような小規模な検証のプロセスはあって良いだろうと。これは燃料サイクル政策に対する柔軟性の確保という意味でもやはり必要だろうと思っております。

放射性廃棄物と燃料サイクル路線のリンクを十分に考えた上で、例えば、フランスの廃棄物法案や米国のブルーリボン委員会の取り組みなども参考にして、ただし、あのような国を挙げての大々的な検討を進めるという意味ではございません。小規模であっても専門家によるレベルで、こういったリサイクル路線の妥当性を再確認するというようなスタディはあっても良いだろうと考えております。

それから、第二再処理工場あるいは将来の再処理についての話ですが、現政策大綱で2010年ごろから貯蔵する燃料の扱いについては検討を開始すると書いているわけです。ただ、六ヶ所再処理工場がまだ順調に稼働していないという状況で、そこまで先のことを議論して良いのかどうかという巷の意見というのはたくさんあるのですが、ただ私は、こういうふうに通い違いなく2050年ごろには数万トンの使用済燃料をためていく、あるいは使用済MOXをためていくという現状がある限り、これを将来どうするんだという将来展望をある程度国民に示していくということは、そろそろ必要な時期に来ているのではないかと考えております。

こういった核燃料サイクルの基本姿勢を維持するために、六ヶ所工場が操業を終えるころに合わせて、第二再処理工場というものがどういうふうになっていくべきかというビジョンを描く作業は進め始めて良いのではないかと考えております。

これは、例えば規模ですとか再処理方法とか、その時期のようなものでございますが、ただこの審議は、少なくとも早急に結論を出すという話ではない。やはり長い目で、こういった将来ビジョンをきちんと国が考えていくという姿勢でまずスタートしていくという意味で、この検討は開始した方が良いのではないかと考えているわけでございます。

(5) として放射性廃棄物の処分ですが、これは一言声を大きくして言いたいんですが、地層処分の文献調査候補地が見つからない。これは一般的な議論では政策上の問題だとか事業者の姿勢の問題だとか、そういう議論になっているんですが、恐らくこの問題は、原子力と社会コンセンサス、あるいは情報提供やリスク・コミュニケーション、事業者や国の取り組みの問題、国と地方の情報共有の問題等の原子力のある種の本質的な問題を背景に控えているものだというふうに思っております。

省庁レベルの施策あるいはメソドロジーをどうするかという方法の改善はもちろんですが、それだけではなくて、原子力がこの日本においてきちんと受け入れられていくために、どうあるべきかの根幹部分の議論というのはやはりやらないといけない。これは政策大綱、原子力委員会のタスクではないかというふうに思っております。だから、ここは一度本格的に考

え直す必要があるのではないかとということです。

それから下の段落は、結局、廃棄物の問題というのは、ややもすれば一つの廃棄物事業という単独の事業という形で、地元との交渉等が進められているように見えます。ただ、廃棄物というのは原子力全体の話なんです。燃料サイクル路線があり、廃棄物があり、燃料サイクルしないんだったらそのための廃棄物の処分があり、そして原子力発電があり、そういった全体の原子力からサイクル、廃棄物を全体として合理化し最適化する。さらに、だからして国民の合意が必要だという全体システムの議論が、ここしばらくあまりないのではないかとこのように感じるわけです。それは、廃棄物の色々な具体的方策を過去に決めてきて、そのための規制とか立地とかそういう作業は進んでいるんですが、各論に進んだがゆえに全体像のバランスのようなものが議論される機会が減っているような気がしているんです。そういうことが国民と原子力の政策の間の一つの乖離のようなものを生む原因にもなっている。

そういう意味で、下から2行目に書きましたけれども、政策大綱の審議を機会に専門家の参加を得て「放射性廃棄物大綱」とでも呼ぶべき、ネーミングが悪いんですけれども、つまり本当の廃棄物の根幹をもう一度原子力委員会が考え直すと。これは言葉は悪いですが、率直に言いますと、原子力委員会はその面でサボっているのではないかと、このような感覚も持っています。放射性廃棄物大綱ぐらいの根性で、政策大綱の一環として議論されてはいかかかという、少し僭越ですが、一つの提言でございます。

それから(6)原子力研究開発について、これはまた少し声を大にして言いたい。これは政策大綱で5つの段階を定義して、クリアになったんです。ただし、この5年間の研究開発の実態を見ると、その5段階が本当にきちんとバランスしていつているか。同時並行で進めようと言ってきたことがきちんとできているかということに疑問を感じております。くしくも原子力委員会は研究開発専門部会というところで、原子力研究開発に関する取り組みの基本的考え方の評価を行っております。その中で、社会の要請・科学原理・技術原理の融合を基本としたスパイラル型の研究開発が重要だということをおっしゃっております。ただ、現実的には予算が限られているとか、大型開発を重視せざるを得ないという現実があつて、最も懸念するのは、我が国の原子力の基礎研究の母体が徐々に縮小していく可能性、これが私が一番心配です。原子力を根底で支える基礎基盤研究部分が空洞化するというような懸念が最も心配なわけでございます。我が国において、優れた技術者による適正規模の原子力基礎研究を死守することは、原子力の基盤を確保する上でも極めて重要と思っております。このような本来あるべきスパイラル型の研究開発の体制の実現に向けて、基本政策として原子力委

員会で審議を行う必要があるのではないかと考えております。当然、このことは省庁の所掌や官民の仕切りを超えるような大きな問題でありますから、大きな舞台で議論をしていただきたいということでもあります。

なお、高速増殖炉の実用化開発、これは原子力委員会がフォローしながらある意味で着実に進んでいるんですが、その進展も見ながら適正な目標設定や時期、あるいは官民役割分担等について、再定義する必要があるかもしれないというふうに考えております。

それから最後に、政策大綱では研究開発の柔軟性というような視点の重要性を指摘したように記憶しております。これは恐らく私は、近藤委員長の哲学の中で、こういった重要性を主張されたものというふうに理解しております。しかしながら、現に今進んでいる研究の中で、多種多様な研究開発の有意性というものが十分行動としてあらわれていないのではないかという気がするわけです。

例えば、使用済燃料の直接処分の評価をある程度行っておくとか、中間貯蔵の期間の延伸技術を考えると、トリウム燃料の有効利用の技術等、こういった本来路線でないけれども、それが何らかの多様な、将来、我が国の燃料サイクルあるいは原子力の全体像に柔軟性をもたらすようなものは、やはりしっかり研究しておかなければならないものがあるわけですので、こういったものをきちんと認知して、はっきり言うと、こういうものは今、隠れクリスタルがやっているようなものに近いんです。だけど、やっぱりこういうものは大事なんだと。表に出てやれということ原子力委員会がうたう必要があるのではないかということでもあります。一つの例として、私は技術的に今まで興味を持ってきた、例えばトリウムを軽水炉のプルサーマルに使っていくとか、トリウムを使った高温ガス炉を実用化していくとか、そういう研究の開発もあって良いだろうというふうに思っております。そういう多様性についての議論は必要だと思います。

それから最後に（7）国際関係ですが、ご承知のように①から⑦まで書いてありますけれども、先ほどのインドのNSG例外措置、あるいは世界的な原子力への回帰計画等ありまして、5年前に国際問題を議論したときの主要テーマは、どちらかというとい国際核燃料管理構想と我が国の保障措置体制への強い貢献といったものをメインにしてきたんですけども、やはり5年間たって国際情勢が変わってきていますので、本気で国際的なつき合い方をしっかり考える必要があります。

原子力委員会は、国際専門部会をつくって検討も進めておりますので、そういう成果も含めて、国際関係について改めて検討し直して、新たに再定義した方が良いのではないかと考

えているわけでございます。

少々長くなりましたが、以上でございます。

(近藤委員長) どうもありがとうございました。

それでは、これより、各委員との意見交換に移ります。鈴木委員からどうぞ。

(鈴木委員長代理) お三方、ありがとうございました。共通する問題もあるし、個別に色々知りたいという面もありますので、個別の問題から1つずつお聞きしたいと思います。井川さんはマイナー・バージョンアップ、手直しで十分なのではないかとおっしゃっているんですが、最後のところで、1と2について具体的に挙げられた中の特に高速増殖炉からプルサーマル、再処理、新型炉とあって、ここでビル・ゲイツの話とか民間の活力とかおっしゃっていましたが、これは大綱では全くそういうものはやっていないわけですね。大綱の中で民間の活力とか新型炉開発、高速増殖炉、全部関係してくると思うんですが、今の山名先生のような考え方ももちろんあるんですけども、高速増殖炉をキープしながら、それ以外の研究開発をきちんとやるという話と、多分、井川さんのおっしゃったこととは違うのかなと。民間レベルで活力を生かして研究開発を進めるようなことは妥当かというふうに私は受け取ったんですが、これを大綱でどういうふうに扱うのかということ、そこをお聞きしたいです。これが1点です。

(近藤委員長) 1点ずつにしましょうか。井川さんからどうぞ。

(井川論説委員) 高速炉サイクルと新型炉は、僕は必ずしも連携しているつもりで申し上げたのではなくて、高速増殖炉とサイクルについて言えば、現状、しっかりした将来まで見渡した政策の見直しというまで踏み込むほどの、前回以来の進展があったのかというのが最大のクエスチョンマークです。今議論することが、逆に将来を見通すと大きな間違いになるかもしれないし、あるいはまさに今取り組んでおられるところの結果をねじ曲げるという言い方も変ですけども、影響を与えてしまう可能性もあるしという、どちらも今、難しい状況にあるんだと思うんですね。今、ちょうど胸突き八丁というか、一番難しい領域にあるということ踏まえると、ここで外野がやいのやいの言う段階でもないのかなと。むしろ、もう二、三年、現状取り組まれている一番難しいところの様子を見きわめた上で、その上でしっかりした議論をされる方が良いのではないかとというのが僕の考えです。

新型炉の話はそれとは全く別で、山名先生から国が基礎研究とかやれというお声もあって、それはもちろん重要なんですけども、山名先生には申しわけないけれども、どうも官僚頼りというか、その領域で今までどおりやってきて本当に良いのかと。

これは全く個人的な見解ですけれども、僕は国立大学も再編して東大・京大をなくせ論なんです。ここが最大の資源を全部捕っていくから、各大学はまともに競争する意欲も失い、なおかつ活性も失っている。今の大学を救うには、例えば東大・京大をつぶしてその資産を分割すれば、大学はみんな相当潤うんですね。東京都内と京都市内には立派な私立大学もいっぱいございますので、学生が行くところがなくなるともとても思えない。

僕はそういった流れの中で、実は民間の活力というものをもう少し活気づけなければ、日本の原子力だって官頼りだけでは済まない部分があって、そういう意味ではもう少し民間の活力で色々な工夫をされ、それから自らの観点で、先程のトリウム炉だって何も国が取りまなくてもコンパクトにできるという話も昔あったんですが、僕は専門家ではないのであれですけれども、色々な観点から取り組むという考え方だって十分あり得るだろうし、まずはそういった民間の取り組みというものを活気づけるという意味では、大綱の中にその部分というのはあまりなかったかなと。むしろ、民間の活力をどう引き出すかという議論はしてみても良いのかなというふうに思っている次第です。

それは、何も原子炉本体みたいな重いところだけではなくて、色々な派生する商品であるとか色々あるわけですから、そういったものも独法の中等で、細々とと言ったら怒られてしまうのか、取り組みは見られるもののまだ足りない部分はいっぱいあるので、むしろそういうものを後押しするのは、原子力委員会においてもやり得ることではないのか、こういう観点です。

(近藤委員長) 研究開発投資減税のような工夫をしろと。

(井川論説委員) いや、減税しろとは言わないです。

(鈴木委員長代理) 了解しました。

では、伴さんにお聞きしたいのは、透明性と国民合意というところの話なんですけれども、今の原子力政策決定プロセスあるいは情報公開のやり方の中で、どういうふうな方向を具体的に、資料では白抜きのものがあると書いてありますけれども、個別論ではなく大綱の中で議論するときに、この透明性と国民合意のやり方でどういう議論をしたら良いのかというのが分からなかったもので、これをお聞きしたい。

あともう一つ、最後につけ加えられた大綱の改定プロセスの人選のお話。前回のバランスでは十分でなかったというご指摘だと思うんですが、前回の大綱プロセスに参加されて、具体的にどういうふうに変えたら良いかということをお教えいただければありがたい。

(伴共同代表) 1つ目は、安全性に関する情報の公開というのは後退してきているように思う

んです。特に電力の自由化の進展に伴って。ですから、大綱の中で、積極的に公開に努めるということを強調して、僕は具体例があまり出せないのですが、こういうものは出しなさい、これは商業秘密で良いという、どこかで線引きができるが良いなと思うんです。まだそこまでいっていないんですが、例えば7月15日の六ヶ所再処理工場のガラス固化の成績に関するデータで、放射性物質がガラス固化体の中に何がどれくらい含まれているかというのは全く白抜きなんですね。こういうのは、公開制限事項としか書いてないから分からないんですが、明らかにおかしい、これでは判断できないじゃないですか。だから安全情報について、これを積極的に進めるような議論と書き方が必要かなというふうに思っています。

人選の話なんですけど、この前のときで言うと、原子力に批判的な意見の人がすごく少なかったわけで、そういうところでもう少し批判的な視点から意見が色々出て良いかなというのが1つです。

もう一つ、多種多様性みたいなところで言うと、例えばこの前、4つのシナリオというふうにやったわけですね。僕も後からずっと考えているんですが、どれかにしないといけないという結論と、あれはそうなってしまっているんですけども。もう少し多様な意見では、例えば4つのうち、電力会社はそれぞれ規模が違うわけだから電力会社が選択するというふうにしたらどうかとか、色々な意見が出て良かったのかなと思うんです。そういう多様な意見が出てくるような構成が良い。

あとは国民合意みたいところで言うと、立地地域の人たちの中には批判的な立場の人がいるわけですから、そういう地域の声も反映するような人選、そういうふうに思っています。(鈴木委員長代理) もう1問、山名さんにお聞きします。コンプリヘンシブレポートをたくさんやっていただいてありがとうございます。私が今聞いて一番良かったのは、放射性廃棄物大綱、これは大好きです。それから、最後の研究開発の多様性のところですね。

お聞きしたいのは、もちろんご存じのとおり、放射性廃棄物の場合には法律がありまして、これに則って今はやっているわけですね。これを大綱ぐらいに戻ってやれというご提案は、当然ながら法律の見直しにもつながるところまで議論しなさいということなのか、今ある法律に基づいて、でも考え方を考えなさいということなのかということが1つ目。

それから、研究開発のところは、これもご存じのとおり予算がどんどん削減されてきて、エネルギーに関するものも全体的に当然これから厳しくなると思うんですが、当然ながら研究開発をやれということには予算が要るわけですが、山名さんの目安として、今、全然足りないとおっしゃっているのであれば、どこかが逆に犠牲になるところが出てくるわけですよ

ね、全体が減ってしまうと。どういうところを削って、どういうところをこちらにシフトした方が良いと考えておられますか。

(山名教授) 最初の部分、特定廃棄物の処分に係る法律に関しては、今私が言っていることは、それを改正するというような趣旨ではないです。地層処分というのは絶対要るんです。原子力の場合、地層処分はなくならないわけです。だから、あの法律があるということは原子力をやる限り発生する色々な高レベルのもの、あるいはTRUも含めて、それが確実に社会から安全に分けられるという仕組みが法律としてあるということが極めて重要なんです。

だから、あの法律を根本から変えるという話ではなくて、あれに地層処分するものはこれである、ただし例えば余裕深度や浅地中に入れるものはこれであるというある種の一つの枠組みが、もうできているんですが、そういうものを合理化すればもっと安全になるとか、安くなるとか、そういう全体の合理化、廃棄物のあり方の考えをもう一度根底から議論したらいかがですかと。その中には、当然再処理の方法の話とかそういうものも入っていますし、廃棄物のパッケージングを少し変えるとか、そういう技術的なアレンジも入ってくるかもしれませんが、それはそれなりに考えてやっていけばよろしいと思います。

予算の削減、これはゆゆしき問題で、本来、予算を削減するなど言いたいところですが、これは近藤委員長にお任せします。

ただし私は、研究開発のあり方、メソッドとして、ある程度お金がなくてもスマートにやる余地はまだあるのではないかと思うわけです。これは研究開発専門部会で議論したスパイラル型の研究開発のあり方の議論のところ随分意見が出たんですが、どうしても今まではリニア・エクспанション・モデルなんて冗談で言っていましたけれども、線形拡大方式の開発で出たんですね。それを民間に技術支援するんだということを言っていますが、うまくいけばそれで良いんですけれども、やはり色々ところで齟齬が起きてきます。そうすると、リニア・エクспанションではなくてむしろスパイラルですね、やりつ戻りつ。そうすると、ある基礎研究部分にお金を措置すれば、その次に本来来ていた大規模な投資がなくても、例えばシミュレーション技術等で、次の本物のところに行ける可能性もあるわけです。そういう研究開発のアプローチもあって、そこの選び方の問題なんですね。それを安易にやるべきでもないし、何でもかんでも階段を上れと言うのも間違い。そこをきちんとスパイラル型に戻して、そのために基礎研究にはこれぐらい回した方が良いでしょう。我が国には基礎研究でやるべき施設が今減りつつあるわけです。原研なんかではどんどん廃止措置があるでしょう。それから、本来あるべき研究をするための場がないというのがあるわけです。そういう

ところに少額でもいいから投資しながら、確実なところを固めて、それで将来の実用プラントの品質保証につなげるというアプローチを考え直しても良いのではないかというのが私の意見です。とにかく予算を増やしてくださいと。

(近藤委員長) では、秋庭委員。

(秋庭委員) ありがとうございます。

今日、お三人のお考えを伺わせていただきましたが、私は、鈴木委員のご質問の中にもありましたが、国民の理解という面についてのお話をさらにお伺いしたいと思っております。

最初に井川さんですが、地震対策のところではリスク・コミュニケーションに課題ありということでお話しいただいたと思います。リスク・マネジメントは、冷やす、止める、閉じ込める、これはしっかりできたけれども、その後、地域住民に対する情報提供のあり方など、その辺に問題があると伺いました。情報公開のあり方について大綱の中で地震対策と絡めて課題にするのか、あるいは全体に地域との協定、国民との理解というところを出すのか分かりませんが、情報公開のあり方についてご意見がありましたら、どういう取り組み方をすべきかということをお伺いできればと思っています。

(井川論説委員) では、ついでに資料の蛇足の部分も、それに関係しているのです。

これは傍聴されている方には文脈が分からないでしょうけれども、今日の会議の場を録画してホームページで公開するというご提案をいただいて、僕は止めた方が良くないかと。僕はあまり建設的なことではないのではないかと、ここに蛇足をつけたんです。

これは何かということですが、これはアメリカの農務省に勤めている一番左の黒人の女性ですが、彼女が実は白人に対する差別的なことを言ったというビデオ録画があって、差別的なことをしたと言われてるのが2番目にいる白人の農民の方で、農務省の役人さんだったんですね。それで、その発言ビデオを編集して、へんてこりんなビデオをつくったのが3番目にいる右翼の人らしくて、この一番右の農務省の上司が謝って再公表すると、こういうことになったんですけれども、要するにビデオというのは編集したりして、今の時代というのはデジタルですので簡単に加工できるので、しかもインパクトがある形で急速に広がるというのでとても怖いところがあるだろうと。

恐らく、録画で公開するなり生で公開するというのも、今やっていて、それはある意味で精神論的には良いかもしれないけれども、特に原子力のような専門的な領域の言葉が随分混じり、なおかつ両極端なご意見の方も多々おられる問題で、軽々にそれを、やり方を慎重にやらないとこれは逆に、専門家同士でまず合意を得てから分かり易く説明すれば短時間

で済むことを延々やりかねないとか、これは原子力も行政が関わっていることは効率的にやるということも一つ重要で、その上で効率的に結論をまとめて分かり易く、それを懇切丁寧に説明するということはまた別の形でやるという方法もあり得るのではないかということを考えるわけです。

それで、今まで見ている中で、リスク・コミュニケーションとリスク・マネジメントが混在したままで、日本の原子力分野だけではないですけれども、消費者行政もそうですけれども、大いにそれが混在した形で進んでいるというのがあって、それは日本の国民的な利益、全体の利益からしても、本当にそれが良いことなのかというのは、若干クエスチョンマークにずっと思っていることです。

原子力委員会がやっていることを否定するわけではないし、大綱に書いてある精神もそれはそのとおりだと思うんですが、むしろ重視すべきは、大庭先生もおられるけれども、人文系の方が専門家の方、つまり専門的な知識に人文的なバックグラウンドもつけ、歴史的なバックグラウンドもつけ、相互の関係もつけて、一般の深く知りたいという人が現れたときに、それについて深く理解しやすい環境というのをいっばいつくってあげるということが、もう一つつけ加えるとすればあり得るものだと思います。

少し長くなりますが、1点だけ。アメリカの原子力学会であるとか物理学会とかに行ってみびっくりするんですけども、アメリカの物理学会を見に行ってみびっくりしたのは地下に巨大な空調がきいた倉庫がありまして、ここで何があるかという、有名な物理学者の方が亡くなると、物理学会に勤めておられるライブラリアンとかリサーチャーみたいな人がわっとなって、先生のノートを下さいとか録画したテープを下さいとか身近なものを下さいと。つまりその後、学問の一般の理解と発展の経過みたいなものを歴史に残すという意味で、重要なものについて集めて、それをなおかつ、お勤めになっているライブラリアンの方が整理して一般の方に提供するみたいなことまでやるわけです。

日本の原子力学会なりなんなりにそういう取り組みがあるのか、政府にもあるとは思えないんですけども、そういうものが無いというのが、深く理解しようというときに大きな支障になっていると思ひ、原子力委員会等で広報についてさらなるご検討をされるときには、できればそういう時間軸も含めた、深い理解につながるような広報体制というのも実は重要なのではないかと。人文系の専門家を入れたそういう形も必要なのではないかという観点からぜひやっていただければ、僕はありがたいなと思っております。

(秋庭委員) ありがとうございます。とても良いサジェスチョンをいただいたと思います。

それでは、次に伴先生にお伺いします。同じようなことなんですが、透明性と国民合意のところでお伺いします。

国民合意という言葉が確かに政策大綱にはないんですが、なかなか合意というところは難しいと思っています。理解というのは、深めることはできるんですが、では合意って何なのかというところがすごく難しいのではないかと考えているんです。国民合意を得るといっても、どうやったら国民が合意したことになるのかということをお伺いさせていただきたいと思います。それによって、どのように合意を得るのか、あるいは国民参加と理解とはどう違うのかということも伺わせていただきます。

(伴共同代表) 大綱の中には、政策決定過程における国民参加という言葉が使われていて、そこは僕は必要だと思うんですけども、現状言われていることは、ある政策なり施策が決まっていて、これに対してどういうふうな理解を得るかという一方方向の話になっているんですね。放射性廃棄物の討論会なり何でもそうですけれども、基本的には政策なりなんなりが全部決まっていて、それに対してどう理解を得るかという構造になっている、それではだめだというふうに思うんです。

そうするとどうしたら良いのかというと、多分、ある種フリーなところでという言い方は変かもしれませんが、色々なステークホルダーが集まって議論をして、その結果が政策になっていくような仕組みをつくっていかないと、合意というのは得られないなというふうに思います。

(秋庭委員) 極端な話、国民合意って、例えば国民投票で3分の2をとるとか、そういう意味になるんでしょうか。

(伴共同代表) それも一つのやり方かもしれませんが、何でも国民投票でと、別にそういうふうに考えているわけではありませんが。

(秋庭委員) 今、先生がおっしゃられたのは、国民的な議論が必要だというような意味で理解してよろしいですか。

(伴共同代表) 議論ではなくて、議論の前提が、その議論に基づいて決定されるということが必要であって、ある決定したことに対して議論をするというのではなくて、方向が逆だと思います。

(秋庭委員) コミュニケーションというか、プロセスに参加したことが反映されるというふうに受け取ったらよろしいですね。

(伴共同代表) はい。

(秋庭委員) 分かりました。ありがとうございました。

そして、山名先生も今のところと、先ほどの放射性廃棄物のところで、大綱とでも呼ぶべきものがあると良いというお話。これもまた処分地が見つからないという現在の課題に対して、何かの方策として、国民が考え、議論する場が必要というふうに考えたらよろしいのでしょうか。

(山名教授) 要するに、今、国民とのコミュニケーションや意思決定の話ですね。私は、今の情報とか国民とのコミュニケーションの最も基本にあるのは、パーティーごとの信用だと思っんです。情報を出せと伴さんが言うのは、相手を信用していないから言っているんですね。変なことをやっているのではないかと。ところが、ちょっと例えがあれですけども、私は秋庭先生に朝ご飯は何を食べたか聞かない。それは秋庭先生が正常に暮らしているから。一般の国民の方が秋庭先生が何を食べたか知る必要も無くて、秋庭先生が良い仕事をしているということが大事なんです。

僕は、国民の認識とか意思決定というのはある種の階層構造みたいのがあって、その方が、例えばこの人だったら判断を任せるとか、この方だったら私は十分協力しますというある種の信用感覚というのがある。その人たちが比較的専門性の高いレベルでいろんな議論をして、問題がある、ないを議論した上で決定していくということが大事なんだと思っんです。そういうことを行うための情報の提供のあり方。場合によっては選別もあるかもしれない。そこは私は専門外なのでわかりませんが、そういうやり方で決めているわけです。

廃棄物の話は、今、国民投票をやったとしても、廃棄物は先程言った原子力全体の中でどういう意味を持っているか、それがエネルギー全体とか世界でどういう意味を持っているかということは、十分知識としてまだ伝わっていないと思っんです。そういう知識を皆さんに理解していただくのには時間がかかるんですね。そうすると、そういう方たちがある程度信頼している人たちがいる専門性を持って議論して、そこで率直に専門性を入れて議論することが何よりも大事だと思っんです。そういうプロセスを経てこういう廃棄物の全体のあり方も考えていくと、その過程を踏めば、十分な国民合意と情報公開を尽くしたと胸を張れるのではないかと思います。

(秋庭委員) ありがとうございました。

(山名教授) とにかく信用していただくことが大事ですね。

(秋庭委員) そうですね。

(近藤委員長) ちょっと教えてください。専門性をもってとおっしゃったけれども、廃棄物の

問題に関する専門性って、どういう範囲をお考えなのでしょうか。

(山名教授) それはすごく大事な問題で、廃棄物の専門性と言ったら、地層処分の評価みたいな印象があるんですが、そうではない。廃棄物というのは出すところから始まって、それをどう分離して、どういう形に固形化して、どういうパッケージにして、どうやったらそれを社会に対してどうするか。出発点からダウンストリームまで全部あるのが専門性で、そういった全体をきちんと物質の流れとして見られる専門家。それから、出したものを安全な物質に変えていくという、その物質自身の安全性を議論できる専門家。それから、それを埋設したときにどう社会に影響があるかという影響評価の専門家。それから、そういった全体システムを社会にどう入れていくかという社会学的な、社会心理学的な、そういう専門家。そういう人たちが全部集まって初めて廃棄物大綱というのはできるわけです。僕が言っている専門というのはそういう意味です。

(秋庭委員) 原子力の専門家に限らずということですね。

(山名教授) ですから、原子力の専門家というのは、今言ったうちのどの部分かということ、発生するところ、固化するところ、評価するところは、原子力の専門家でないとなかなかわからない。高度な専門性を持った方だけが原子力の専門家になってくる。だけど、そのシステムがどういうふうに入っていくかということところは、逆に原子力の専門家では無いほうが分かり易いのかもしれない。

(近藤委員長) 深みにはまらないよう、これ以上追及しません。

では、大庭委員、どうぞ。

(大庭委員) 3人の先生方から貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

順番に、まず井川先生から。井川先生は、大綱についてはマイナー・バージョンアップ、手直しで十分というご意見でしたが、これは手直し、ないし改定の定義の話かなという気がします。なぜかということ、色々と各論を聞いていると、再検討あるいは新しい状況というのはあるというご指摘も多々あったからです。よって、井川さんがマイナー・バージョンアップと言ったときに、実際にはどの程度の「手直し」をお考えなのかなという印象を持ちました。

その上で伺いするのですが、今、これだけ国際関係の状況が変わっていて、かつ、温暖化対策及び低炭素化社会の実現というような新しい課題がある中で、本当に大綱の見直しはなるべく少ない手直しで良いとお考えなのでしょうか。

それからもう一つが、先程は人文社会系の専門家ということで私の名前に言及していただ

いたのですけれども、井川先生は、ただ単に情報を開示するのではなく、色々な専門家が関与した上で、人々がその事柄について深く理解できるような形での情報開示が必要と質疑応答でおっしゃっていたのではないかと私は理解しました。そうしますと、大綱の改定作業は、それこそ様々な問題についてきちんと議論を尽くし、その議論の過程を国民の皆様に表示して、国民にもそれらの問題について共に考えていただく良い機会だと思っておりますが、そういう観点から、原子力大綱の見直しというのをどういうふうにお考えでしょうか。それでも、大綱の改定作業は行政の資源というものをあまり必要のないところに投入するものであるというふうにお考えでしょうか。

(井川論説委員) まず1点目は、国際環境と地球温暖化等の話ですけれども、その件は、私は現行政策大綱にも相当メンションしてあるというふうに理解してしまっていて、今おっしゃったほど環境に変化が、本質的な書きぶりに大幅な変更が必要なのかなというのは、僕は若干意見が違うと言ったらあれなんですけど、その問題意識というものは何ら変わっておらず、世界的な環境についても当時から世界的な原子力ルネッサンスというようなことも既に言葉として出始めていたころなので、僕としては、それほど本質的な環境に変化はないというふうに解釈しています。むしろ、当時言っていたルネッサンス的なものの現れとして、各地で建設の動きが具現化している等、目に見える形で出てきていることはあるけれども、本質的な部分としてはあまり変わっていないのかなと。

おっしゃるように、そういうことを議論するというのが一般の方のご理解を広めるということで、それは良いと思います。ただし、それは何も政策大綱でなくともトピックスを特出ししてやるということは幾らでもできるし、従来どおりの原子力委員会というものが、また小さな部会等をつくって上げてくるという以外に、議論のやり方というのは考えても色々あり得ると。新しい政権ですから、担当の行政のトップの方とお話しして、色々な報告書なりレポートなりを出すということはやられても良いのだと思います。何もそれを政策大綱にすべてゼロから入れ直していかなければいけないのかなというのが、そこら辺、政策大綱はあまりにもスコープが広いので、一部分をいじくるという議論だけにはならなくて、非常に広い範囲について議論せざるを得なくなって、そうすると恐らく相当な労力というものがかかり、むしろ、先程おっしゃったような広報であるとか、山名先生がおっしゃっているような廃棄物とか、特出しした部分の議論が逆に希薄になるおそれもあるわけですね。

そういったことを踏まえると、僕はこれは、必要なトピックスについては、おっしゃるようにならざるを得ないわけではなくて、必要な議論は当然、原子力委員会において

色々な形でおやりになれば良いと思うんですけども、何も大綱に全て載せる必要というの
も、それは議論のあるところではないかと。不要と言っているわけではなくて。私のマイナ
ー・バージョンアップというのは、確かにマイナーというのはどういう意味だということで、
それは言いわけしているだろうと突っ込まれると困ってしまうんですけども。

(大庭委員) ありがとうございます。

それでは、伴先生にお伺いしたいことが二つあります。まず再処理についてです。伴先生
は、再処理を基本方針とする政策そのものが破綻している、基本方針が破綻しているので、
そこは見直すべきだとのご意見でしたが、これは何か代替案というものが頭にあっておっし
ゃっているのか、それとも、今のところそういうことは頭には無いけれども、ここの政策そ
のものを見直すことから始めて欲しいというふうにお考えなのでしょうか。

それからもう一つは、平和利用の担保についてですけども、日露、日印の原子力協定に
ついて言及なさっていて、それがあある種の潜在的な危険性をはらんでいるとのご指摘があっ
たと思います。

ただ、国際関係というのは日本だけが動いて何か決まるものではなくて、国際関係が大き
く変動しているときに、日本がどこにそうやって関与するか。その中で、本当の意味でどう
やって日本が平和利用の担保ということを実際来实现するかということが本当の課題なのだ
ろうと思います。すると、単にロシアとの原子力協定そのものがまずいとか、あるいはイン
ドとの交渉がよろしくないというふうに言っているだけでは、多分何もできないと思うので
す。その辺のところを現実的にどのようにお考えなのかということがもう1点です。

この2点お願いします。

(伴共同代表) 最初の方は、大綱の中に再処理を基本方針とするという言葉が書いてあるのを
外すという、具体的にはそういうことを念頭に置いております。外すということは、もう少し
進めていけば、それはある種、やめるということも含めてですが、再処理が選択肢になる
かもしれないし、あるいは電力会社の自主的な選択ということもあるかもしれませんけれど
も、要は、大綱の中では基本方針とするというのを外すということです。

そうするときっと、貯蔵とかそういうことについても、中間貯蔵といえますか、長期的に
なるかもしれませんけれども、もっと話が進んでいくように思います。今はそれがああるから、
電力会社としては再処理をするものをわざわざ頑張って中間貯蔵施設を色々苦心しなくて
も、何となく乗り切っていれば良いという、あるいは行政側からそういう話があるのかも
しれませんが、そういうところに流れていってしまっていると、それが頭の中で考えている

ことです。ですから、そもそもそういう基本方針は外すということです。

2つ目は難しいです。少し前までは、例えばインドとの関係で言えば、原子力産業協会も輸出については非常に慎重な態度を表明しておりました。それがだんだんと事態の中で流れてきているんですが、それが現実的な話だからその上で何かもう一つの縛りをかけていくというふうに考えていくと、ずるずると結局現状を認めていくというか、現状の方向になっていってしまうのではないかなと思っていて、現実的な対案は無いんですが、原子力委員会は平和利用が最重要課題でありますので、踏ん張って欲しいと思っております。

今後、日印ですと国会での議論になってくると思いますが、そういう中で、少なくとも、例えばNPT参加を前提とするとか、もう少し言葉の表現はあるかもしれませんが、それなりの声明を出して踏ん張って欲しいということを思っています。

(大庭委員) ありがとうございます。

最後に山名先生、非常に包括的なご意見のご提示、本当に多々勉強させていただきました。

その中で気になった点を2つだけ伺いたします。まず、山名先生の全体的なトーンの一つとして、対社会、対市民に対する原子力のあり方について理解を得るための様々な試み、あるいは先ほど鈴木委員長代理からも放射性廃棄物大綱みたいな話をしたときでも、非常に大事なものは市民に対してどのように、このような放射性廃棄物の処分事業の意義を市民に対して提起するのか、というのは非常に大事だというふうにおっしゃっている。それは私も非常に共感するのですが、このときの山名先生のイメージの市民の範囲はどのあたりにあるのでしょうか。つまり、国民全体という意味なのか、それとも廃棄物処分事業をやる地元の人々という意味なのか、その辺についてですね。

なぜこの質問をするかという、市民の理解を得ることは、先生のおっしゃるように本当に根幹で大事なんですけれども、先ほど秋庭先生もおっしゃっていましたが、どのレベルまである人々が合意をすれば国民の合意を得たとか市民の合意を得たと判断できるのか、というのは非常に難しい問題だからです。よってその辺のところを山名先生はどうお考えなのかということがまず1つ質問です。

もう一つ、これは8ページの最後の方にお書きになっていらっしゃるのですが、新たな国際関係の動きがあり、よって色々な国際的対応を進めなければならないような状況になっている中で、改めて基本的な政策の方向性を再定義する必要があるとおっしゃっておられました。山名先生の立場からして、具体的にどういふことを国際的な対応の中で強調すべき、大事な事柄であるとお考えなのでしょうか。

(山名教授) 市民の話ですけれども、基本的には全国民です。ただし、先程言ったように、全ての国民が、普通に生活している人たちがそこまで理解しようとするポテンシャルはほとんど無いというケースが多いんです。だけど、マスコミベースとか色々な情報提供、あるいは先程言ったように、その方たちが信用している人たちとか代表者の方を通じて、そういうものを社会として受け入れようという社会はできるはずなんです。

だからある程度、この方策について議論できる方たちにまず理解していただくということからスタートして、最終的には全国民がある程度そういうものを理解していくというのが私のイメージなんです。

だから、市民といっても地元がどうだとか消費地がどうだというのはなくて、むしろ地元というのはとても勉強しているんです。地元の市民というのは勉強しておられて、よく知っておられる。逆に消費地でよく分からないと、そういう問題があるんです。だから、どこの場所の人がどうだという話よりは、今言ったように情報の提供としてうまく組み合わせて、広く行っていくというイメージで言っております。

それから、国際問題の話ですが、具体的な政策の再定義は何かというご質問でしょうか。

(大庭委員) 国際的対応の中で、一番大事な事柄というのをお聞きしたいと思います。

(山名教授) それは国際専門部会で議論があったかと思うんですけれども、何よりも我が国は原子力の平和利用に徹していますから、核不拡散という世界的な協調行動、これには間違いなく歩調を合わせていかなければいけない。それは世界平和のためであり、我が国自身のある種国民の存在を示すという意味でも、それは必要だと思うんです。ですから、世界全体の核不拡散協調行動にどう入っていくか。具体的に言えば、核燃料供給保証とか、I A E Aがこれから進めていく何かとか、追加議定書の拡大とか、そういうところに我が国がもっと積極的に入っていく手法を政府として提言するという、これが1つ。

それからもう一つは、そうは言っても二国間の問題になってくるので、先程言った二国間協定みたいなものを、どういう国とどういう範囲でどうつき合っていくかということを中心にしていこうかと思っています。

それから、3つ目の重要マターは、私の頭の中ではインドです。先ほど伴さんは、インドとつき合うことに関して非常に懸念があるとおっしゃいました。ただ、これはN P T体制自体の本質的な問題でもあるんですけれども、インドというのは核兵器保有国なんですね。N P Tに入っている保有国は核兵器を削減する義務が本来あるわけです。なかなかやらないんですけれども、本来は義務がある。インドはその体制に入っていないという状態なんですね。

ただし、インドと我々が技術的な話の協力とか、あるいは原子炉の圧力容器を輸出するというようなことで、それは兵器にどう関与するかという、ある種仕切りがあるはずなんです。その仕切りを確実に担保することが何よりも大事で、インドのNSG例外措置というのは、決してすべてオーケーと言っているわけではなくて、非常に厳しい条件を付けているんです。保障措置を受け入れなさいとか、詳しく分かりませんが、そういう条件がたくさんついているはずで、追加議定書とは言いませんがNPT並みの要求も出しているし、さらに我が国としてはそれが国内で兵器とのコンタミネーションは無いということ、きちんとウォッチするメカニズムか何かを作ってやれば、事実上問題無く、むしろインドを含めた新しいNPT体制の中で核不拡散を防止していこうという国が多いのであれば、その協調行動に乗る方が、我が国としても貢献できるし我が国の技術的なメリットもあると考えております。

そういうことで、この3つぐらいが、当面、基本政策としては大事なのかなと思っております。

(大庭委員) 最後のインドの点に関しましては、インドとの原子力協定を日本が締結することについて交渉を進めるという決定がなされた直後、6月末になりますけれども、原子力委員会としての公式見解を出しております、その中に先ほどのNSGでインドの例外化が決定されたときの前提条件については、添付資料として記載しておりますので、そちらの方をご参考にいただければと思います。これは井川さんにも申し上げたいことだったので、委員会としての見解は一応発表しておりますので、もしまだご覧になっていなければ、見ていただければと思います。

(井川論説委員) 拝見しましたが、一言だけ。それに付随する色々なコメントも伺いまして、いかがなものかなと。

(近藤委員長) それだけですか。具体的におっしゃっていただけないとすれば、先へ行きましょうか。それでは、尾本委員。

(尾本委員) お三方にそれぞれ1つずつ、クラリフィケーションの為の質問があります。最初に井川さんですが、5番目のところで、大綱の守備範囲に収まりきらない問題が提起されていると言われました。これは安全規制の問題であったり、政治主導で解決される場所があるのではないかというお話でしたが、他にも、例えばCO₂削減のための色々なオプションがとられているとか、原子力をそこにどう位置づけるかというのは、原子力だけで議論しても済まない話だと思うんです。この収まりきらない問題が提起されていることを踏まえて、では、大綱ではそこまで含めて今後議論すべきというふうにおっしゃっているのか、あるいは

はこれは別の問題として扱うべきとおっしゃっているのか、どちらなのでしょう。

(井川論説委員) 大綱の中に入れたとしても、10年を視野に5年を目処に見直すというものの中において位置づけることで、果たして、あまり他の、今おっしゃったような要因の中で位置づけたとして、それにあまり意味があるのかなというのは最大のクエスチョンマークなわけです。やはり原子力委員会におかれましては、恐らく政治、外部から提起されているような問題であるとするならば、こういうメリットやデメリットがあり、例えばこういう事例があり、こういう可能性がありというようなことをお示しするぐらいしか、多分やりようがないのではないかというふうに思う次第です。

だから、あえて大綱の中で、大綱の位置づけというのは近藤先生も随分つくる前から色々おっしゃっていましたが、あれが一体究極の行政主導なのか、あるいは事業者なり国民なり色々な合意の中でこうやって進めていこうと決めたものなのかというのは、なかなか位置づけは難しいですけれども、もし最大多数のなるべく多くの人のご意見を踏まえた上で、国の方針としてそれを取り組もうというんだとすると、新しいご提案に対してそれを方針として決めるというのは、なかなか難しいですよ。大綱の中で、行政機関の中の委員会で決めてしまうというのは、なかなか難しい領域であるからして、そこは基本的には専門家を集めている委員会であるならば、むしろ突っ込んだ議論をされた上で、色々なオプションあるいはメリットやデメリットをお示しして、一定の考え方はもちろん整理する必要はあるんでしょうけれども、そういう役割しかあり得ないのではないかと僕は思っています。

(尾本委員) つまり政策を出すわけではなくて、オプションを整理するぐらいであると。

(井川論説委員) 政策のオプションなり選択肢なり、メリットやデメリットについてお示しするしか、多分やりようはないのではないかという部分も、もちろんそれは一つ一つについての判断はあるんでしょうけれども、具体例を挙げているこの2つについては、僕はそういう事例だというふうに解釈している次第です。

(尾本委員) 伴さんのご意見のところ、3ページ目に、使用済燃料対策が遅れているのは再処理を基本方針とする政策にあるのではないかということなんです、この点についてクラリフィケーションを欲しいんですが。中間貯蔵の重要性というのは、確かにおっしゃるとおりだと私も思うんですが、中間貯蔵が進むのは、いずれそれが再処理されるから。再処理された廃棄物が処分されると、そういう道筋ができ上がっているから何年間かは置いてもいいですよというのが今の実態だろうと思うんですが、むしろ再処理を基本方針とするからいけないんだというところが良く分からなかったのですが。

(伴共同代表) これは先ほども少しお話をしたんですが、結局、現行は再処理を基本方針とする、僕の理解ではその方針があるから1990年ぐらいには中間貯蔵について色々と議論がなされ、2010年までにはつくりましょうよというふうになっていたものが、ずっと遅れてきているわけで。今、ようやく東京電力と日本原電がむつにつくっていますけれども、その他、もちろん敷地外貯蔵が良いのかオンサイトが良いのか、そういう議論はあるかもしれませんが、取り組みが極めて遅いというふうに思います。関西電力も色々うわさに出ては消えていっているというのが現状で、その辺はもう少しフリーに、再処理を前提としなくても貯蔵ができるような形にしておかないと、なかなか電力会社としては動きづらいのではないかとというのが僕の理解なわけです。

確かに現行は、再処理するまでの間の一時貯蔵というような形で、50年ぐらいになるのでしょうか、そういうふうなことが言われていて、再処理されるから中間貯蔵させてくださいという話になっているのかもしれませんが、しかしそれはいつも疑われているわけです。あなたは現実的には一時的だというふうに言うけれども、実際には永久に地元に残ってしまうんでしょうと。先程、信用されていないという話がありましたけれども、不信のもとに、なかなか合意に達していかないということがあるので、僕はそれは基本方針というものをなくして、中間貯蔵は中間貯蔵で、それはどれぐらいの期間になるか、それでも50年ぐらいで最終処分になるのかどうか分かりませんが、そういうプランを示して貯蔵ということを考えていかないといけないのではないかとというふうに思っているし、そのことで不確実性への対応ということに、言われている使用済燃料直接処分のための研究とか、そういったことも進んでいくことになるし、そういうことから、基本方針を外すのが最初かなど。それによって色々なことが歩み出していくのではないかとというふうに考えているわけです。

(尾本委員) 最後に山名さんに質問です。認識のアップデート、そして論点を整理して提起されている 이슈についてディスカッションすること、その方法論についてです。これは網羅的に色々な 이슈について議論する場を設けるのではなくて、非常に重要な 이슈、例えば国際問題とか、あるいは処分の問題とか、そういうふうに 이슈を区切って、特別などといいますか、ワーキンググループないし委員会をつくってということをお考えなんでしょうか。

(山名教授) それは私が伺いたい話なんですけれども、専門部会のようなものを委員会につくって、そこで委員を決めて、識者を集めて意見聴取するというやり方は幾つか今までやってきましたね。ただし、今回やるものは、先程言ったようにもう少し幅広い層からの意見を聞

く。例えば消費者代表は一遍呼んで意見を聞くだけではなくて、何回もそこで意見を言えるような雰囲気をつくるとか、それぞれの代表意見の集まる機会を増やすようなイメージなんです。ですから少し開けたものということです。

ただし、何度も申し上げますが、前回の政策大綱のように全国から30人も呼んで議論をやるということよりは、もう少しテーブルディスカッション的なこと、きちんと代表者を呼んでやるようなことが良いのではないかという気はします。私は手法論はあまり詳しくないので、すみません。

(近藤委員長) はい、一巡しましたが、さらにご発言希望があれば。はい、鈴木委員。

(鈴木委員長代理) エネルギーと原子力政策について、お三方に共通して聞きたいんですが、温暖化の話とか幾つかメンションされたんですけども、山名さんからエネルギー基本計画の話が出ました。実はエネルギー基本計画はあるんですね。それで、我々として原子力発電の位置づけについて、大綱でもし議論するとしたら、エネルギー基本計画があるという前提なんですけれども、どういう論点が一番議論したら良いでしょうか。そこだけ、お三方に一言ずついただければ。

(井川論説委員) 重大問題ではありますが、色々なエネルギー源があるので。ただし色々なエネルギー源もそれぞれリスクを抱えていると。日本国全体で安定したエネルギーを供給するには原子力も一定の役割があるということで、大きな役割なのか一定の役割なのか分からないけれども、エネルギー基本計画の中で定められているところであり、それについて確実に実施する、確保するということについて、大綱の中でさらに精度を高めていくということはあるというふうに考えます。

(伴共同代表) 僕は、少しややこしい立場なんですけれども、基本的には、原子力は過渡的なエネルギーでしょうかどうでしょうかと聞いたら、多くの人は過渡的と答えると思うんですよ。その過渡の期間において、僕はかなり短い過渡を主張する立場なんですけど、今度の基本計画で言えば、自然エネルギーの方が頭に出てきているところがあると思うんですね。それに従って、原子力の位置、全体の構想みたいなものを位置づけていくことになるのかなというふうに僕は受けとめています。

ただ、進めるときに、資料にも少し書いたように、現状だと14基、建設中の2基を除くと12基とか、こういう目標を立てて2030年までにとっている。相当強く出てきている。そういうやり方はあってはならないというふうに思っています。

(鈴木委員長代理) 基数ですか。

(伴共同代表) 政策大綱には基数は書いてないです。ですから、今、割合が書いてありますけれども、どういうふうな表現になるかはあれですが、今のエネルギー基本計画をベースにしていくなれば、自然エネルギーが中心にという位置づけになっていくのかなと思います。

(山名教授) 話が少し複雑なんですけれども、5年前の政策大綱を審議したときには、やはり従来の電力供給体系の枠というのは変えてなかったんです。例えば、日負荷変動や年負荷変動の範囲があって、それまでのある割合のどれぐらいベースロードの中で増やさなければいけないのかねという、そういう見方をしていると思うんです。さらにまた年負荷変動を増やそうと、そういうことも言ったんですが、ここまで低炭素あるいは再生可能エネルギー導入の拡大がむしろ前提条件になってきますと、今度は日負荷変動や年の負荷変動、負荷率の状態に原子力がどう当てはまるかという境界条件が結構変わってくるころまで、そういうものがある。お互い独立しながらある役割を担っていれば良かった時代から、お互いのリンクを考えないと全体が成立しないぐらいなところまで入ってきているわけです。

そのためには、当然、送配電システムの運用の問題とか、それから夜間の消費をどうするか、日中の余剰太陽光電力をどうするか、あるいは消費側をどうするかというところまで含めて、その中で原子力はここまでこういう条件で、ここまで頑張れよという経営が本当は必要なんです。本当はその絵は、先程私が言ったようにエネルギー基本計画側で書いて、ここまで頑張ってくれと言ってくれれば非常に簡単で、そこまで頑張るためにはこれだけ頑張りますと言えば良いんですけれども、どうもそんな感じではない。

それを原子力側から、どうやっていったら良いか分からないから i f 文をつけるのか、あるいはこういうリクワイアメントをつけて、原子力はこういう手法をやることでここまで頑張れるから、こういう体制をぜひ国として目指すべきだというようなことを言って良いのかどうか知りませんが、そういうアプローチもあるかとは思っています。

ここは別立てで、結局、14基の新規計画というのは、今、もう大体いくというのは言っているんだけど、需要がどうなる、需要のパターンはどうなる、消費形態はどうなる、それから、先程言った太陽光の蓄電などがどうなるというのは変わってくるんです。そんなほいほいと14基つくりますと、90%増加しますと、そんな簡単に言えない話で、そういう全体像の境界条件の変化も含めながら、原子力のあり方を再吟味する必要があるねといったのがこの話です。それを政府の中でどこで議論するのか、委員長代理などにもお考えいただきたい、ぜひやっていただきたいと思うんです。結構複雑な時代に来ているのではないかと思います。

(近藤委員長) ありがとうございます。

それでは、予定していた時間になりましたので、これでこの議題は終わりにします。本日はいただきましたご意見、私どもが検討するに参考にさせていただくこととします。

なお、先程の録画の話で一言。録画の話題が出てきましたのは、少し日程を詰めてやりまですので議事録が間に合わないのではないかと。しかし、前の回でご発言があったことについては、承知された上で次回にご発言いただく方が効果的な意見聴取ができるのではということで、そのためにどうしたら良いかと考えて、最近はやりのツールを使ってみようかなと思って申し上げたんです。録画という言葉はあまり適切ではなかったのかなと思いますけれども、とにかく、当然のことながら様々なキーをかけて、編集等が不可能な形で出すというのは当然のことだと思っておりますが、少し事務的に勉強させていただくということで、少し考えてみたいと思います。

議事録が出るまでの間にアップしておく、あるいは、オンラインでしかアップしないというやり方とか、それぞれが苦勞し、工夫していることは確かなので、限られたリソースの中でどこまでできるか考えてみたいと思います。貴重な問題提起をいただいたこと、感謝します。

(2) その他

(近藤委員長) 事務局から何かほかにありますか。

(中村参事官) 特段ありません。

(近藤委員長) それでは、今日の会議はこれで終わります。どうもありがとうございました。

—了—